

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月2日

【会社名】 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社

【英訳名】 MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 島 潔

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3

【電話番号】 (045)470-8980(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 佐 野 繁 行

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3

【電話番号】 (045)470-8980(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 佐 野 繁 行

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	16,765,390,800円
引受人の買取引受けによる売出し	22,601,157,400円
オーバーアロットメントによる売出し	6,012,981,400円

(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した一般募集のうち日本国内において販売される株式数の上限における見込額であります。日本国内において販売される株式数に關しましては、本文「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)2をご参照ください。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,140,000株	完全議決権株式で株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成30年3月2日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数6,140,000株は、平成30年3月2日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,909,100株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数4,230,900株の合計による募集株式総数6,140,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内において販売される株式数(以下かかる日本国内における販売を「一般募集における国内販売」という。また、一般募集における国内販売の対象となる株式数を「一般募集における国内販売株式数」といい、そのうち公募による新株式発行に係るものを「新株式発行に係る国内販売株式数」、公募による自己株式の処分に係るものを「自己株式の処分に係る国内販売株式数」という。)の上限であります。一般募集の募集株式総数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株式数を「海外販売株式数」という。)されることがありますが、海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日(平成30年3月2日(金))現在、未定です。
- なお、一般募集の募集株式総数のうち一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)及び海外販売株式数は、一般募集(海外販売を含む。)及び一般募集と同時に進行される後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に定義する。)に決定されますが、海外販売株式数は一般募集の募集株式総数及び引受人の買取引受けによる売出しの売出数の合計14,075,800株の半数以下とするため、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)及び引受人の買取引受けによる売出しの売出数の合計は一般募集の募集株式総数及び引受人の買取引受けによる売出しの売出数の合計14,075,800株の半数以上となります。
- 海外販売の内容に関しましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 6 臨時報告書」に記載の平成30年3月2日(金)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。
- 3 一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,111,300株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主である神山治貴(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- これに関連して、当社は平成30年3月2日(金)開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式2,111,300株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照ください。
- 5 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 6 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

平成30年3月12日(月)から平成30年3月15日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### (1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	1,909,100株	5,212,834,732	2,606,417,366
	自己株式の処分	4,230,900株	11,552,556,068	
計(総発行株式)		6,140,000株	16,765,390,800	2,606,417,366

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。  
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。  
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。  
 4 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 6 臨時報告書」に記載の平成30年3月2日(金)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。  
 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成30年3月16日(金) 至 平成30年3月19日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成30年3月23日(金) (注)3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年3月12日(月)から平成30年3月15日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額)であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、新株式発行に係る国内販売株式数、自己株式の処分に係る国内販売株式数、海外販売株式数、新株式発行に係る発行価額の総額、自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [ URL ] <https://www.macfehd.co.jp/ir/ja/news/index.html>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成30年3月9日(金)から平成30年3月15日(木)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年3月12日(月)から平成30年3月15日(木)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年3月12日(月)の場合、申込期間は「自 平成30年3月13日(火) 至 平成30年3月14日(水)」、払込期日は「平成30年3月19日(月)」

発行価格等決定日が平成30年3月13日(火)の場合、申込期間は「自 平成30年3月14日(水) 至 平成30年3月15日(木)」、払込期日は「平成30年3月20日(火)」

発行価格等決定日が平成30年3月14日(水)の場合、申込期間は「自 平成30年3月15日(木) 至 平成30年3月16日(金)」、払込期日は「平成30年3月22日(木)」

発行価格等決定日が平成30年3月15日(木)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年3月12日(月)の場合、受渡期日は「平成30年3月20日(火)」

発行価格等決定日が平成30年3月13日(火)の場合、受渡期日は「平成30年3月22日(木)」

発行価格等決定日が平成30年3月14日(水)の場合、受渡期日は「平成30年3月23日(金)」

発行価格等決定日が平成30年3月15日(木)の場合、受渡期日は「平成30年3月26日(月)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 横浜支店	神奈川県横浜市中区本町二丁目20番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,140,000株	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 買取引受けによります。</li> <li>2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。</li> <li>3 引受手数料は支払われません。</li> </ol> <p>ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。</p>
計		6,140,000株	

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
16,765,390,800	37,395,000	16,727,995,800

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、新株式発行に係る国内販売株式数及び自己株式の処分に係る国内販売株式数のそれぞれの上限に係るものの合計額であります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 6 臨時報告書」に記載の平成30年3月2日(金)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額16,727,995,800円については、海外販売の手取概算額(未定)及び一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限5,739,084,876円と合わせて、手取概算額合計上限22,467,080,676円について、取引の拡大や販売先からの商品の長期安定供給要請等において売上及び在庫が増加することに伴い、発生する増加運転資金の一部に、平成30年3月から平成31年3月までに全額を充当する予定であります。

なお、実際の充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成30年3月12日(月)から平成30年3月15日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	7,935,800株	22,601,157,400	神奈川県横浜市青葉区 神山 治貴 5,935,800株 東京都杉並区浜田山2丁目9番2号 有限会社ケイ・アイ・シー 2,000,000株

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,111,300株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社であるSMB C日興証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	自 平成30年3月16日(金) 至 平成30年3月19日(月) (注)3	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社	(注)4

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年3月12日(月)から平成30年3月15日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、新株式発行に係る国内販売株式数、自己株式の処分に係る国内販売株式数、海外販売株式数、新株式発行に係る発行価額の総額、自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [ URL ]

<https://www.macfehd.co.jp/ir/ja/news/index.html> (新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 株式の受渡期日は、平成30年3月26日(月)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成30年3月9日(金)から平成30年3月15日(木)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年3月12日(月)から平成30年3月15日(木)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年3月12日(月)の場合、申込期間は「自 平成30年3月13日(火) 至 平成30年3月14日(水)」、受渡期日は「平成30年3月20日(火)」

発行価格等決定日が平成30年3月13日(火)の場合、申込期間は「自 平成30年3月14日(水) 至 平成30年3月15日(木)」、受渡期日は「平成30年3月22日(木)」

発行価格等決定日が平成30年3月14日(水)の場合、申込期間は「自 平成30年3月15日(木) 至 平成30年3月16日(金)」、受渡期日は「平成30年3月23日(金)」

発行価格等決定日が平成30年3月15日(木)の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
S M B C 日興証券株式会社	7,935,800株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

- 7 申込証拠金には、利息をつけません。

- 8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,111,300株	6,012,981,400	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、新株式発行に係る国内販売株式数、自己株式の処分に係る国内販売株式数、海外販売株式数、新株式発行に係る発行価額の総額、自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL

<https://www.macfehd.co.jp/ir/ja/news/index.html>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 3月16日(金) 至 平成30年 3月19日(月) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,111,300株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成30年3月2日(金)開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資(本第三者割当増資)を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成30年3月22日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成30年3月12日(月)の場合、「平成30年3月15日(木)から平成30年3月22日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成30年3月13日(火)の場合、「平成30年3月16日(金)から平成30年3月22日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成30年3月14日(水)の場合、「平成30年3月17日(土)から平成30年3月22日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成30年3月15日(木)の場合、「平成30年3月20日(火)から平成30年3月22日(木)までの間」

となります。

## 2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年3月2日(金)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式2,111,300株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成30年3月27日(火)とします。

## 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である神山治貴及び有限会社ケイ・アイ・シー並びに当社株主である神山裕子、神山洋一郎、神山明子、一般財団法人神山財団及び息栖邦夫は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、新株式発行に係る国内販売株式数、自己株式の処分に係る国内販売株式数、海外販売株式数、新株式発行に係る発行価額の総額、自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.macfehd.co.jp/ir/ja/news/index.html>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い時までの間)において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注1)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注1)に係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

・表紙の次に、以下の「当社グループについて」から「連結業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

## 当社グループについて

当社は、世界最先端のテクノロジーを持った外国製半導体やネットワーク関連機器を扱う独立系エレクトロニクス商社として、先端技術・情報・グローバルネットワークを保有しております。

### 会社概要

会社名	マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社
代表者	中島 潔
本社所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3
設立	2015年4月1日
資本金	100億円
グループ会社	子会社41社（2017年3月末時点）
従業員数	連結2,711人（2017年3月末時点） <small>（注）従業員数については、就業人員であります</small>

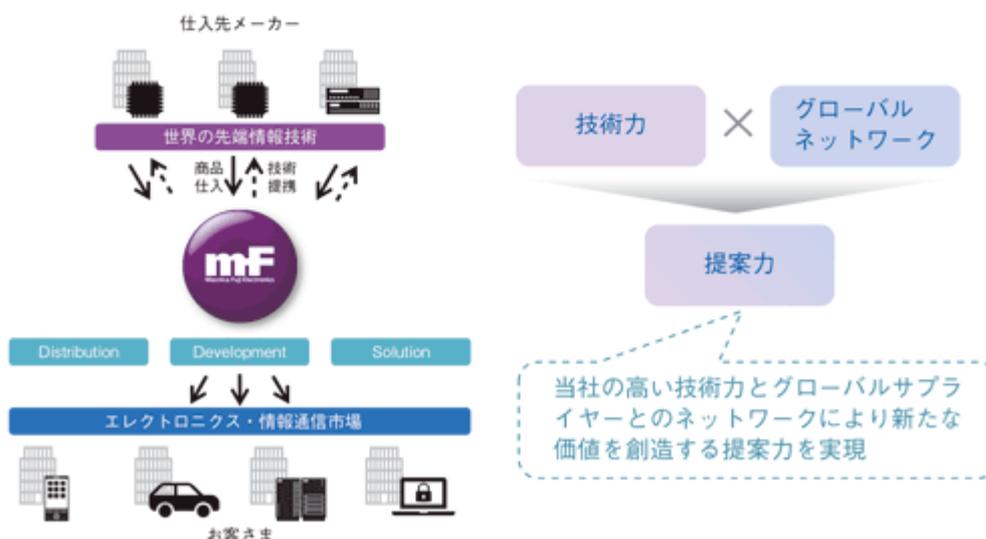
### 事業内容

#### ● 集積回路及び電子デバイスその他事業

当事業では、主に国内外の通信端末市場、通信インフラ市場、コンピュータ市場、民生機器市場、車載市場、産業機器市場向けに、集積回路や電子デバイス等の販売を行っております。

#### ● ネットワーク事業

当事業では、企業向けネットワーク、セキュリティ関連ハードウェア・ソフトウェアの輸出入、開発、販売コンサルティング・保守サービスにわたるITソリューションの提供を行っております。



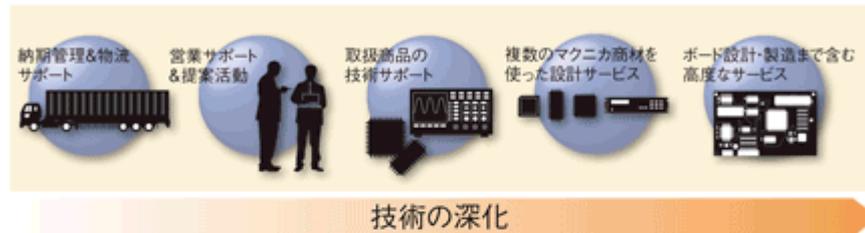


## 当社の特徴

### ● 技術力

当社は単なる物流商社ではなく、電子回路の設計、組込ソフトウェア開発、ボード設計及び製造サービス等、より高難度な技術サポートを手掛けており、「技術商社」としての当社の要となっています。

#### 当社が提供する付加価値サポート



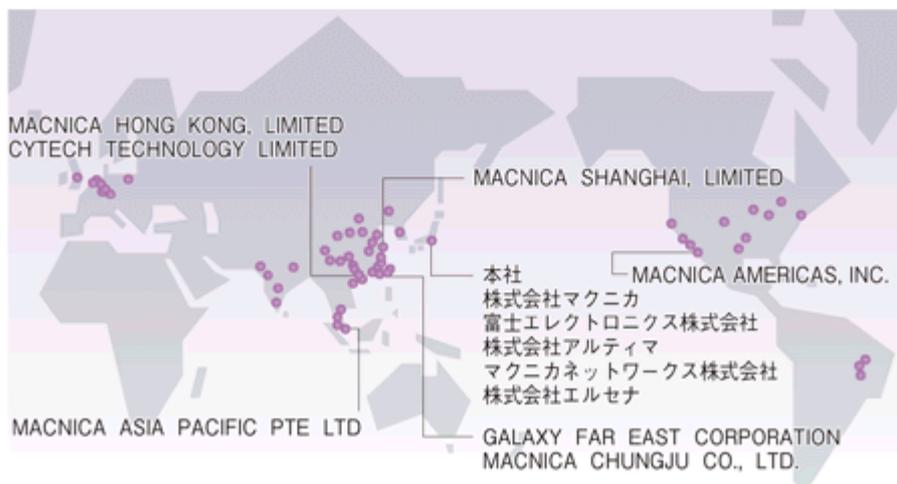
**技術力の例** 当社のオリジナル技術ブランド「Mpression (エムプレッション)」は、お客様製品のイノベーション、課題解決の加速を目的とし、オリジナルのリファレンスボードやソフトウェアを開発するなど、システムレベル・ソリューションを提供しております。

**MPRESSION**

Sodia	Koshian	Beryll	Odyssey

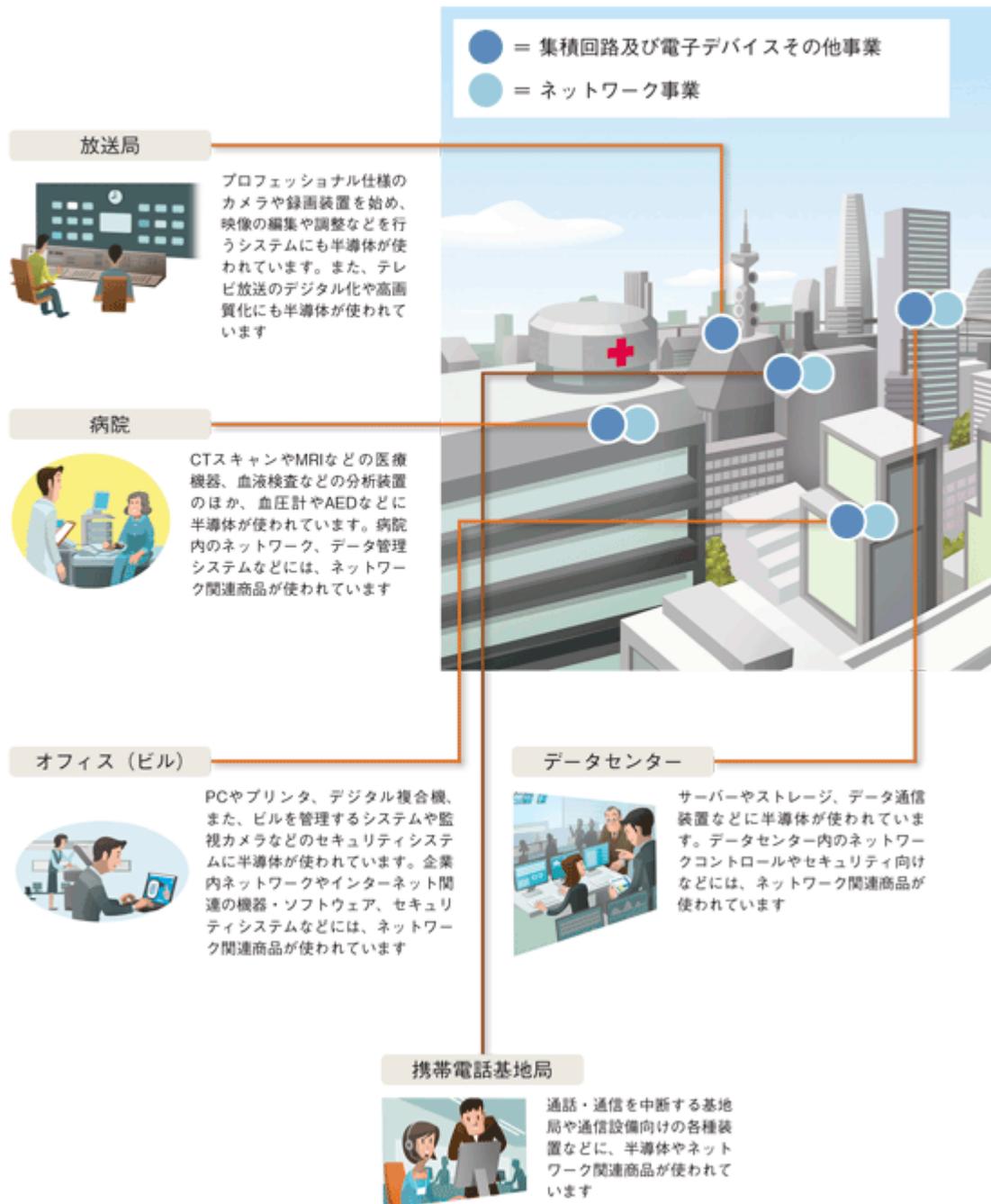
### ● グローバルネットワーク

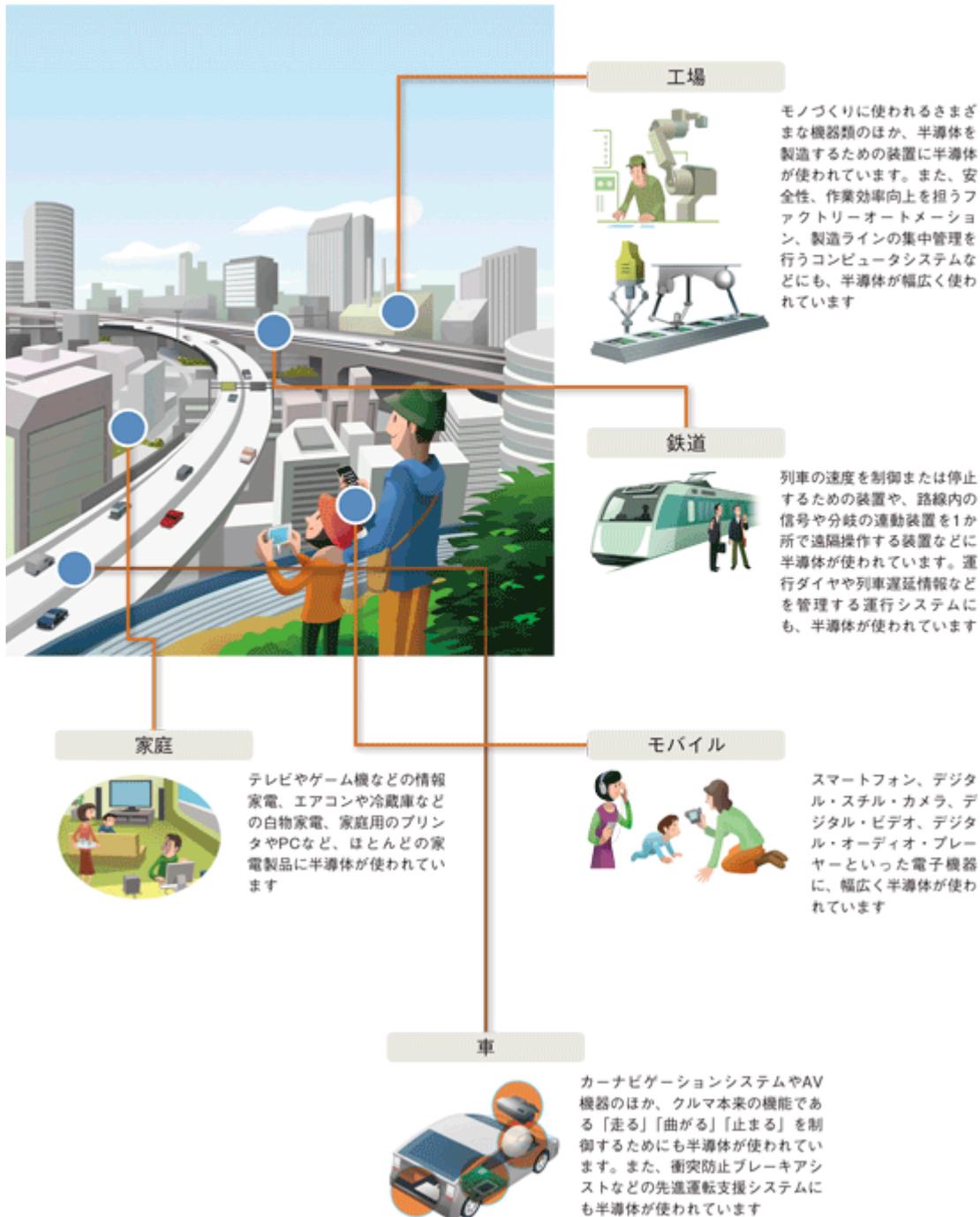
当社は、18ヵ国75拠点（2017年3月末時点）を有しております。設計・開発拠点である日本・アメリカ・台湾・ヨーロッパ、生産拠点である中国・ASEAN地域の上流から下流まで、国内で展開してきたデマンドクリエーションとサプライチェーンを、今後はグローバルにおいても、シームレスに展開していきます。



## 当社取扱商品の活用場面

当社の取り扱う商品は日常のさまざまな場面で活用されています。

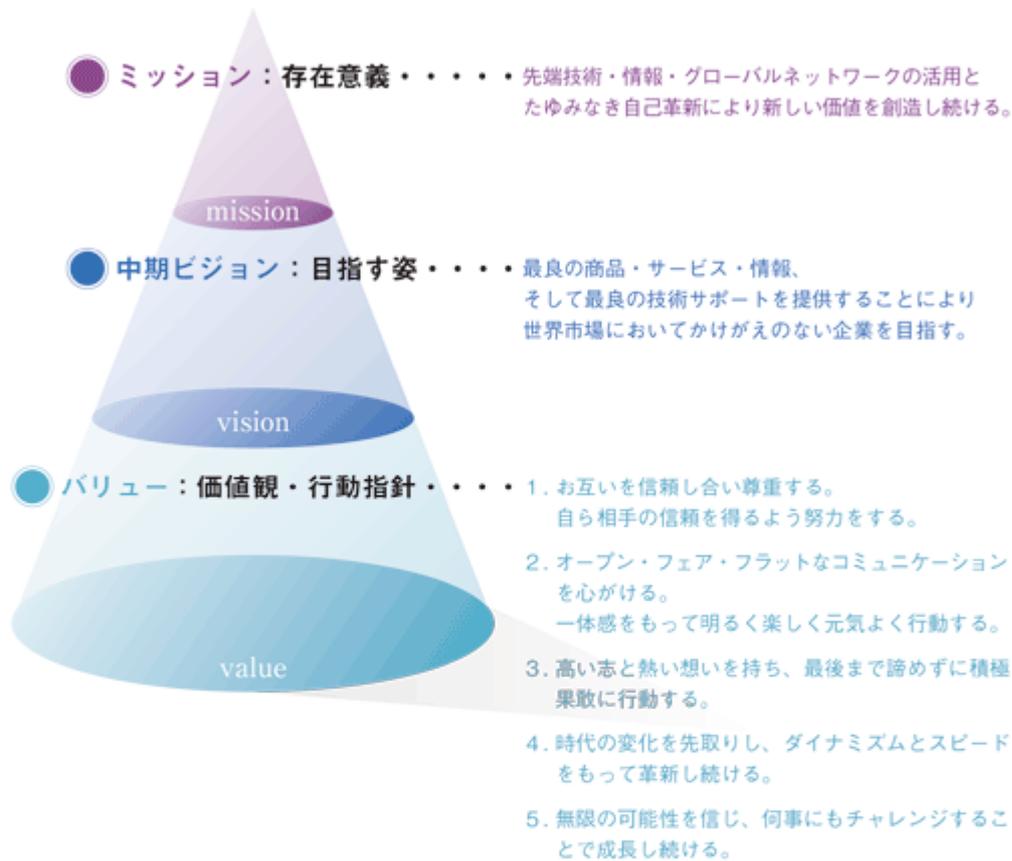




## 経営方針及び中期経営計画



### 経営方針



### 中期経営計画

#### 基本方針

成長の追求による優位ポジションの確立

#### 成長戦略

統合効果によるシェア拡大

グローバル戦略の強化

ネットワーク事業の強化

成長加速の施策

## 新たな取り組みについて

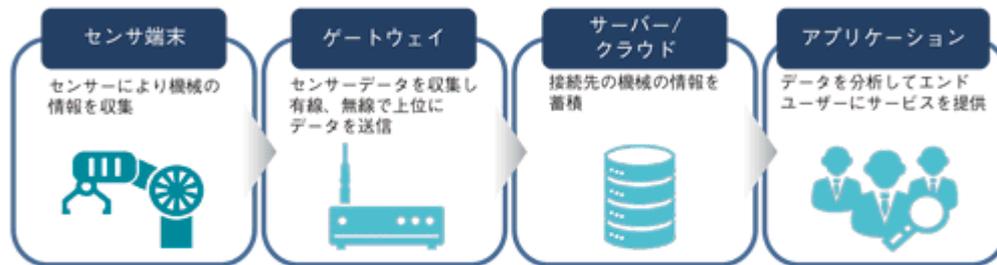


### 足元の取り組み

成長加速の施策として、IoT（Internet of Things）サービス、サービスロボット等の新たな取り組みを実施しております。

#### ● IoTサービス

課題解決型コンサルテーションを通じた予知保全、遠隔監視ソリューション等の導入提案をしています。



センサ、デバイスからゲートウェイ、クラウド、分析、学習までをトータルで提供することにより、半導体事業とネットワーク事業の両輪を持つ当社ならではの差別化した高付加価値ソリューションを展開

#### ● サービスロボット

労働力不足が顕著になる市場で各種サービスロボットを提供しています。

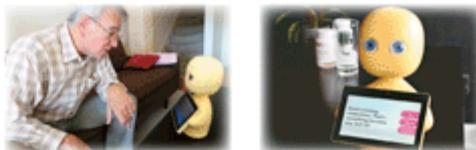
##### デリバリーサービスロボット



##### 自動清掃ロボット



##### 対話型健康管理ロボット

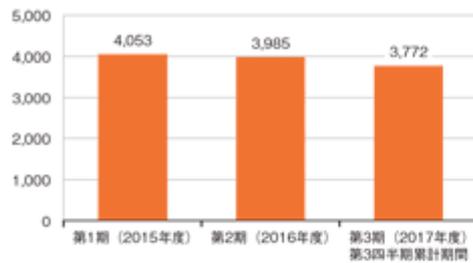


## 連結業績等の推移



### 売上高

(単位：億円)



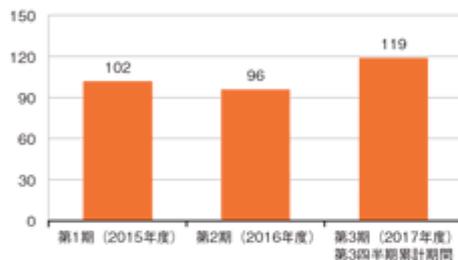
### 純資産額／総資産額

(単位：億円)

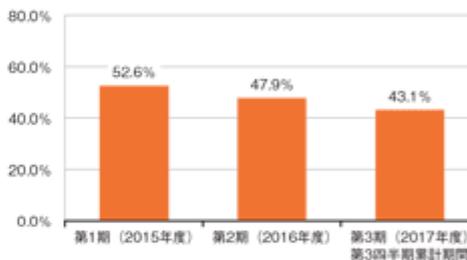


### 経常利益

(単位：億円)

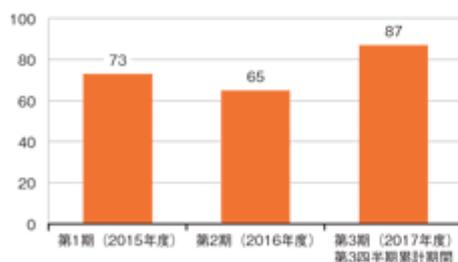


### 自己資本比率

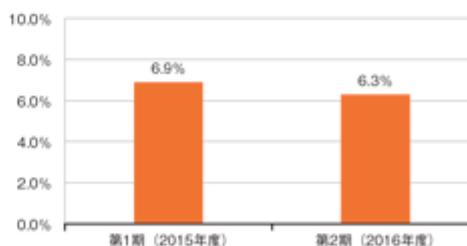


### 親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益

(単位：億円)



### 自己資本利益率 (ROE)



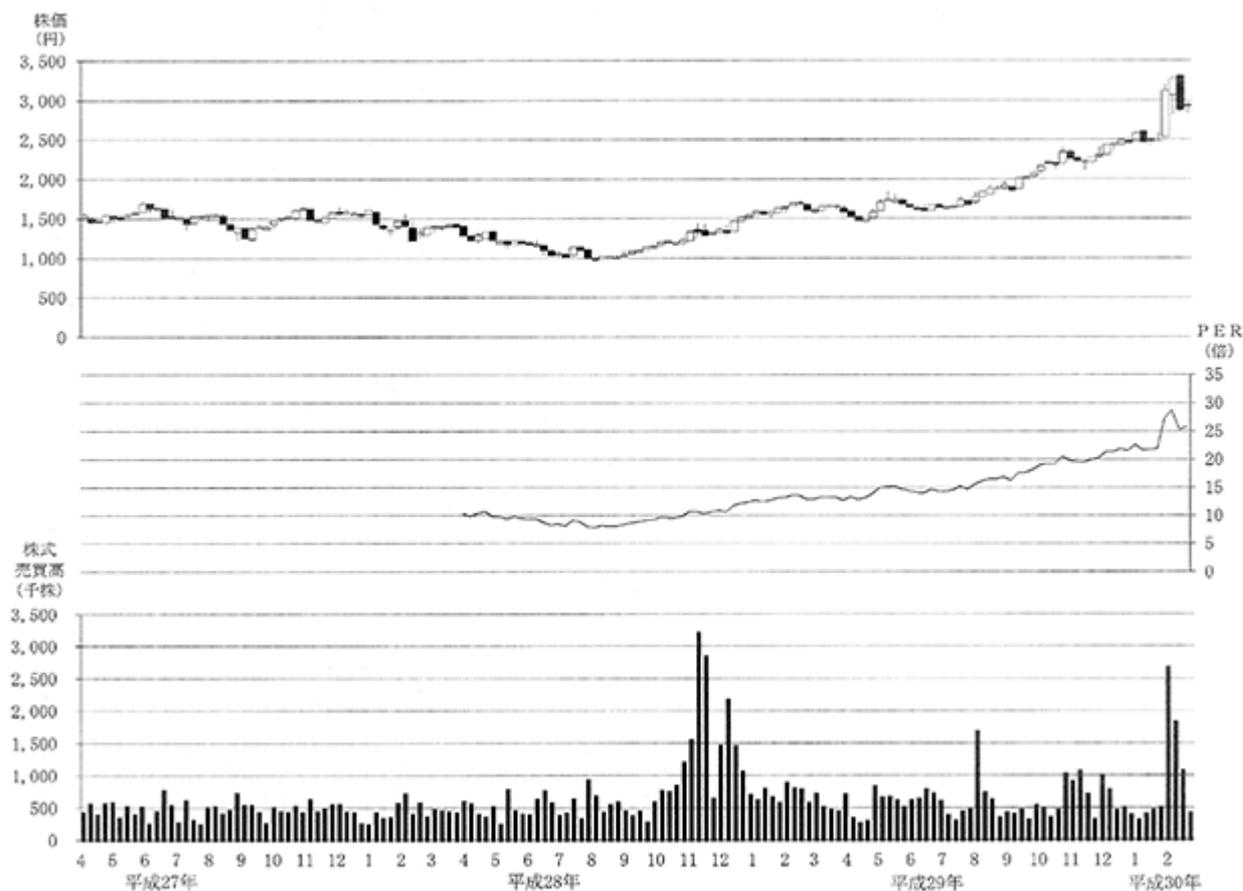
- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2 第1期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。  
 3 第1期の富士エレクトロニクス㈱については決算期の変更に伴い平成27年3月1日から平成28年3月31まで（13ヶ月）の連結業績を連結しています。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

### 1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成27年4月1日から平成30年2月23日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。なお、当社株式は、平成27年4月1日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高について該当事項はありません。



(注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年4月1日から平成30年2月23日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

なお、当社は、平成27年4月1日設立であり、平成27年3月期の1株当たり当期純利益について該当事項がないため、平成27年4月1日から平成28年3月31日については、P E Rを表示しておりません。

## 2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年9月2日から平成30年2月23日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、下記のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
神山 治貴	平成29年11月28日	平成29年12月4日	変更報告書 (注)1	13,935,875	23.70
神山 裕子				1,000,250	1.70
神山 洋一郎				202,500	0.34
神山 明子				202,500	0.34
神山 治貴		平成29年12月5日	訂正報告書 (注)2		
神山 裕子					
神山 洋一郎					
神山 明子					
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)	平成29年12月8日	平成29年12月14日	変更報告書	4,355,250	7.41

- (注) 1 神山治貴、神山裕子、神山洋一郎及び神山明子は共同保有者であります。  
 2 当該訂正報告書は、平成29年12月4日付で提出された変更報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。  
 3 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第2期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第3期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第3期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第3期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月14日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月28日に関東財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月2日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本6の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成30年3月2日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月2日)までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成30年3月2日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) シリコンサイクル・景気変動の影響について

当社グループの属する半導体業界はシリコンサイクルと呼ばれる好不況の一定のサイクルが存在し、4年ごとに浮き沈みを繰り返していると言われます。これは、半導体市況の上昇局面では、多くの企業が一斉に生産設備の増強を計画し、その後、生産も同時に行われるため、供給過剰が発生して製品価格が下落し、売上高の減少・停滞が発生するものです。一方、不況となれば一斉に投資に抑制がかかり、その後には供給不足となって価格下落が止まるとともに稼働率が上がって再び好況となります。当社グループは、このような半導体業界特有のサイクルによる好不況の影響を受ける可能性があります。また、このようなサイクルとは別に当社グループが取り扱う半導体の需要の変化や半導体が搭載される製品の価格やライフサイクルの変化などによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 仕入先との関係について

当社グループは、最先端の技術・商品等を有する国内外の様々な企業を仕入先としております。それら仕入先とは、代理店契約等を締結し、緊密な関係を維持しておりますが、仕入先がM&Aに遭遇したり、仕入先自体の代理店政策の見直しにより代理店再編成が生じた場合は、商権に変更が生じるなど業績に影響を与える可能性があります。また、半導体及びネットワーク業界は、技術革新の激しい業界であります。仕入先の商品開発力が著しく低下し、商品の競争力に優位性が保てない場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (3) 新規仕入先の継続的な発掘について

当社グループは国内外の最先端の技術力を持ち、競争力の高い商品を有した企業をいち早く発掘し、代理店契約を締結することで商品ラインナップを拡大・強化してまいりました。これら企業の獲得競争は激しいものとなっており、仮にこのような新規仕入先の継続的な発掘が困難になった場合は、当社グループの事業計画の遂行に影響を及ぼす可能性があります。また、新規仕入先の発掘、契約の確保、また新規仕入先との良好な関係づくりのために、投資事業組合や新規仕入先に投資を行う場合もあります。当社グループでは、キャピタルゲインの獲得を目的とした投資は行っておりませんが、経済の低迷、株式市場の悪化や仕入先の業績低迷などから投資が減損適用となる等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 得意先の海外生産移管による影響について

当社グループは主に国内のエレクトロニクス・情報通信機器メーカーに集積回路及び電子デバイスを販売しております。これら国内のメーカーは、日本よりも人件費の安い台湾、中国、東南アジア諸国など主にアジア・パシフィック圏内に生産拠点の移管を進めております。当社グループでは、これらの国内企業の動きに合わせ、引き続き販売活動及び技術サポートが展開できるよう台湾、香港、上海、シンガポール等に現地法人を設立しておりますが、国内でデザインした開発案件が、これらの国々に生産移管され、当社グループの販売活動が及ばない地域に移管されるなど、販売活動が継続困難な場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 半導体の高機能化と当社技術サポート力について

当社グループの属する半導体業界は、技術革新の激しい業界にあり、半導体自体も集積度の向上、多機能化など常に革新を続けているため高度な技術力を必要とします。このような環境の中で当社グループは、他社との差別化・競争優位性を明確にするため、社内の技術力を高め、単に半導体を販売するだけでなく技術サポートを付加することにより業績の拡大に努めてまいりましたが、社内の技術力を維持するための技術者の獲得競争は激しいものとなっております。当社グループは優秀な技術者の確保に注力しておりますが、仮に十分な技術者を採用できない場合や優秀な技術者が流出した場合には、事業計画の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 為替相場変動の影響について

当社グループのビジネスにおきましては、平成29年3月期の国内仕入額に占めるドル建比率は82.5%、海外も含めた販売額に占めるドル建比率が48.1%と外貨建比率が高いことから、為替相場変動が当社及び連結子会社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。すなわち、ドル建の販売に対しては売上高の変動、ドル建の仕入に対しては売上原価の変動、さらにこれらに係る債権債務の発生時から決済時迄の為替相場変動による営業外損益発生可能性があります。また、米国主要仕入先との取引では、仕入値引を仕入の実施から数か月後の販売時に決済する取引条件としており、この間仕入値引に相当する債権額が変動する可能性があります。加えて、当社グループは、連結財務諸表を海外子会社の現地通貨ベースの資産及び負債を円換算して作成しているため、為替相場変動による換算リスクを負っています。当社グループは、輸出入取引で生じる外貨建債権債務をヘッジしておりますが、かかる為替リスクを完全に払拭することはできず、為替相場変動が当社及び連結子会社の当期純利益に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) たな卸資産廃棄及びたな卸資産評価の影響について

当社グループのビジネスにおきましては、顧客からの所要数、納期などの要求に迅速に対応するため数ヶ月分のたな卸資産を確保しております。当社グループでは、たな卸資産額を適正に保つため商品が搭載される製品の需要予測、顧客の所要数量及び受注状況を考慮しながら、仕入先への発注を調整するなどしてたな卸資産を管理しております。しかしながら急激な顧客の所要数量の変動、また、生産中止品や保守用在庫として確保していた商品が、当初見込んでいた顧客所要数量より差異が生じる際は、廃棄、又は資産価値評価の見直しを必要とする可能性があります。このような場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (8) 当社が影響下にある法規制について

当社グループは、半導体・集積回路などの最先端の電子部品及びネットワーク関連商品等の情報通信機器の輸出入を行っているため、輸出関連法規や関連諸規定の影響下にあります。当社グループでは、安全保障貿易管理を適切に実施するため、わが国の「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づく輸出関連法規や関連諸規定を遵守しております。取扱商品の輸出に際しては、仕入先メーカーと協力のうえ「該非判定」を実施するほか、「仕向地、需要者、用途、取引経路等」の把握にも努めておりますが、需要者を通じて懸念国に迂回輸出され、軍事的用途製品の一部に転用される可能性もあります。

当社グループとしましては、海外の需要者に対しても、 軍事的用途に使用しないこと 安全保障貿易に関する法令・関連諸規定、国際条約等を遵守することを規定した確認書を提出して頂くよう求め、リスクの軽減に最大限努めておりますが、万一、当社グループの取扱商品が予期せぬ需要者、用途で使用された場合、結果として当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報漏洩・流出について

当社グループは、業務の性格上、顧客企業の製品に関する仕様書を始めとした製品情報等を取り扱うこととなりますので、これらの情報が漏洩する危険性が考えられます。当社グループは、各事業会社において情報管理規程を整備し、役職員への情報管理教育の徹底・取り外し可能媒体の使用を制限するなどの措置を講じて情報漏洩を未然に防ぐこととしております。このような対策にもかかわらず、情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償を負う可能性があり、かつ社会的信用の失墜を招き、進行中のプロジェクトの継続にも支障が生じる可能性があります。

(10) 経営統合のリスクについて

当社は、平成27年4月1日に、(株)マクニカと富士エレクトロニクス(株)が共同株式移転の方法により経営統合し、両社の共同持株会社として設立されました。今後、経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されない場合には、当社グループの業務運営、業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 本店  
(神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。